

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う

令和3年1月以降会議室貸出中止について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等により、令和2年4月11日(土)から令和2年6月14日(日)まで休館と致しました。

令和2年6月15日(月)から段階的に会議室利用を再開してまいりました。

しかしながら冬の到来に伴い、新型コロナウイルス第3波の感染力対策として、年明けより当面の間、逗子市商工会館2階並びに3階会議室貸出を中止することと致しました。

また12月の会議室利用制限につきましては下記内容により遵守頂きますようご協力お願い申し上げます。

1 令和2年12月の会議室利用の制限・・・・・・・・・・・・・・・・

- (1) 利用人数の目安を守ってください。
- (2) 団体が利用される場合、参加者名簿を作成いただき、コピーを事務局に提出ください。
 - ・ 名簿は主催者でも管理を行ってください。発症者が出た場合、クラスターを防ぐため保健所等の関係機関との間で必要となります。併せて参加者には、発症者が出た場合に名簿情報を保健所等の関係機関と共用することの確認、承諾をあらかじめ取ってください。
 - ・ 名簿作成が行われているか確認する場合があります。
- (3) 体調確認を必ず行ってください。
 - ・ 団体での利用は主催者が必ず、体温及び体調の確認を行ってください。過去数日及び当日に体調不良が確認された場合は、速やかに退館をお願いします。
 - ・ 発熱、体がだるい、倦怠感、息苦しさ、せき、鼻水、のどの痛みなど症状がある方は、ご利用をご遠慮ください。
- (4) 3密(密閉空間、密集場所、密接場面)を防ぐ対応、感染を防ぐ対応をお願いします。
 - ・ 定員に余裕がある施設利用をお願いします。
 - ・ 近距離での会話を避けるとともに、大声を出さないようにし、マスクの着用、手洗いを励行してください。
 - ・ 会議等終了後は速やかに退館をお願いします。
 - ・ マスクの着用をお願いします。
 - ・ 施設内での換気はこまめに行ってください。
 - ・ 手洗いは各階エレベーター前に用意した除菌スプレーを利用ください。
 - ・ 1階事務局に入る場合は、検温器により体温を測り37.5度を超える方の入場制限の徹底を図る。
 - ・ 館内での会食や懇親会等をご遠慮願います。

(5) 当日もしくは後日、発症が確認された場合は、保健所、逗子市商工会に連絡いただきま
すようご協力をお願いします。

2 会議室利用団体へのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 施設内での利用の際は、2方向の窓を開ける、扉を開けるなど換気をこまめに行って
ください。（換気の目安：1時間/1回/5～10分程度）
- 利用施設の定員の **2分の1以下でのご利用をお願いします。**
- 主催者は、感染拡大防止のためマスクの準備をお願いします。講習会、講演会、例会
も同様となります。

会議室	定員(人)	利用人数の目安 (2分の1以下)
201 室	10	5 人以下
203 室	25	12 人以下
204 室	30	15 人以下
205 室	10	5 人以下
301 室	8	4 人以下
302 室	100	15 人以下 (着席の場合も 15 人以下)
303 室	80	15 人以下 (着席の場合も 15 人以下)

3 利用時間 9：00～22：00・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ 再び国または神奈川県より緊急事態宣言等発令に至る場合は、事前の予約をお断りする場合が
ございますのでご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

逗子市商工会事務局